

瀬木比呂志
せぎ・ひろし

1954（昭和29）年、愛知県生れ。東京大学法学部卒。1979年より裁判官。東京地裁、最高裁等に勤務。米留学。2012（平成24）年明治大学法科大学院教授に転身。2017年度中は滞米在外研究。著書に『絶望の裁判所』『ニッポンの裁判』（各講談社現代新書）、『リベラルアーツの学び方』（ディスカヴァー 21）、『黒い巨塔 最高裁判所』（講談社）の他、筆名（関根牧彦）による4冊の書物と、『民事保全法【新訂版】』『民事訴訟の本質と諸相』『ケース演習 民事訴訟実務と法的思考』（各日本評論社）等の専門書がある。『ニッポンの裁判』で第2回城山三郎賞を受賞。

清水潔
しみず・きよし

1958（昭和33）年、東京都生れ。ジャーナリスト。新潮社「FOCUS」編集部を経て、日本テレビ報道局記者・解説委員。2014（平成26）年、『殺人犯はそこにいる——隠蔽された北関東連続幼女誘拐殺人事件』で新潮ドキュメント賞、日本推理作家協会賞（評論その他の部門）を受賞。同書は2016年に「文庫X」としても話題になる。著書に『桶川ストーカー殺人事件——遺言』（新潮文庫）、『騙されてたまるか——調査報道の裏側』（新潮新書）、『「南京事件」を調査せよ』（文藝春秋）がある。

裁判所の正体

さいばんしょのじょうたい
法服を着た役人たち
はうふくをきたやくにんたち

発行 2017.5.20
2刷 2017.6.10

著者
瀬木比呂志
せぎ・ひろし
清水潔
しみず・きよし

発行者 佐藤隆信
発行所 株式会社新潮社 
〒162-8711 東京都新宿区矢来町71
電話 編集部 03-3266-5611
読者係 03-3266-5111
<http://www.shinchosha.co.jp>

印刷所 株式会社三秀舎
製本所 株式会社大進堂

乱丁・落丁本は、
ご面倒ですが小社読者係宛お送り下さい。
送料小社負担にてお取替えいたします。
価格はカバーに表示しております。
©Hiroshi Segi, Kiyoshi Shimizu 2017,
Printed in Japan
ISBN978-4-10-440503-9 C0095

清水

本当に何もしてない人が逮捕されないでしょ、という意識が強いですね。

瀬木

『ニッポンの裁判』の感想でも、「冤罪なんて遠い世界の出来事だと思つていたけど、違うようだ。恐ろしい」というのは多いですね。

これまでの日本では、どちらかといえば、民事のほうがまだしも裁判官が真摯に裁判に取り組んでいる傾向が強くて、人の運命をより決定的に変えてしまう刑事のほうが、むしろ、本来の裁判のあるべき要請以外のもので動いている、結論が出てるという感じがします。

恵庭〇・一殺人事件も、元刑事裁判官である弁護士が途中から弁護団に加わられたんですけど、地裁の再審請求却下決定のズさんさに激怒されて、「瀬木元判事が裁判所のあり方を厳しく批判している。自分は、彼と全く同じ考え方ではないが、もしもこの裁判がこのままの形で決まってしまうなら、もはや、私も同様に考えざるをえない」という上申書まで書かれているんです。それぐらい怒っているわけです。でも、結論は動かなくて、弁護団は、今、第二次再審請求を準備しているというわけです。

実際、僕は、日本では冤罪はかなりあると思つていますし、刑事裁判官がどうして推定有罪の構えを捨てられないのか、本当に疑問に思います。

裁判官とどう向き合うべきか

瀬木 ここで一つお話ししておきたいのは、『ニッポンの裁判』の最後の章でかなり強調したことですけど、現在の制度の下で、比較的良心的な裁判官たちによる裁判をしてもらうには、裁判官も

人間だということをちゃんと認めた上で、市民・国民が、よい裁判をした裁判官をサポートするようにしてゆかなければならぬということです。そうでないと、今のキャリアシステムで、よい裁判を期待することは難しいのではないか。

清水 制度が簡単に変わらない以上、国民のサポートは重要ですね。

瀬木 良心的な裁判官というのは、すでにお話ししたとおり、一生懸命孤星を守っているような状況で、これは、本当にゆううつな状況です。僕自身、学者になつてから、今までと全然違うなと思うのは、批判されることもありますが、それは匿名とか、そうでなくとも感情的なもの、あるいは半分中傷みたいなものが多いわけです。それよりも、理解したり、支持したり、それを土台にして自分の議論を組み立てたりというようなことを良心的なジャーナリストを含め多くの人がしてくれて、ネットワークも広がって、その意味では、孤立してはいられないわけです。こういうふうに清水さんとも対談している。そこで理解し合えるし、議論もできるわけです。でも、裁判官時代には、本当に孤立していた、一人だけで。もちろん、学者も本を書くことも本質的に孤独な仕事ではありますが、それでも、外部につながることはできる。裁判官の孤独は、外部から切り離された世界での孤独であり、それこそ、収容所の収容者の孤独に近いんです。少なくとも、良心的な裁判官は多かれ少なかれそんな状況にあるんだということを、よくわかつて、それをバックアップしてあげないとね。

清水 まず裁判官の世界をもつと知る必要があります。みんな知らないんですよ。こういう話は。わからないから孤立してしまう。

瀬木 たとえば福井地裁で、大飯原発差止め判決（二〇一四年〔平成二十六年〕五月二日）を出した樋

口英明裁判長が名古屋家裁に異動させられた（その後の二〇一五年〔平成二七年〕四月一四日に職務代行の形で高浜原発差止め仮処分も出しています）ときに、「この異動はおかしいではないか？」と報道して問題提起しないといけないですよね。樋口裁判長の裁判をいいと思うかどうかにかかわらず、そういう重大な裁判について自分なりの判断をきちんと出した人なんですから、その後の処遇がおかしくないかということは、立場やイデオロギーのいかんにかかわらず、みんな共通にいっていいはずのことなんです。

清水 そこがまたペールに包まれていて裁判所が何をしているかわからない。だから、いやこれは別に特別な異動ではありませんよ、という雰囲気で語られればだまされてしまします。しかも誰も語りません（笑）。要するに根拠がわからなーいんです。

瀬木 これは、さすがに欧米なら大きな非難の声が上がりますよ。それに日本でも、少なくとも僕が二冊の新書を書いた後であれば、そんなことは、ジャーナリストを含め、気が付いている人はいっぱいいると思うんです。現に、朝日新聞の大鹿靖明記者は、ノンフィクションの書物も書き続けていて、朝日ではやや異色の記者かもしれません、彼がウェブの記事にもしていますから。僕も取材を受けています。

清水 でも、もし樋口裁判官が記者会見を開いて、「私は不当に異動させられたんだ」と言つたとしますよね。それが記事になるかというと、これはほとんどならないと思います。

瀬木 それでもならないわけですか。なぜですか？

清水 なぜかというと、その内容を最高裁判所などに記者が当てに行く、すると相手が否定するからです。裏付け取材は大事ですが、あまりに恐ろしい話を聞いた場合はそのまま書くことがこわく

なり、反対当事者に聞いてしまう。その相手の権力の方が強ければ、そちらの勝ちになるという不思議な構造です。

瀬木 ええっ！ そうなんですか？

清水 ありえない仮定ですが、もし最高裁が、非常によくない異動をしてしまいました、申し訳ございませんと謝った場合はちゃんと記事になりますよ。

瀬木 でも、それって認めるわけがないわけですよ（笑）。そんなこと、ニューヨーク・タイムズだって、ル・モンドだって、ガーディアンだって、およそ認めさせられるわけがない。そんなの、猫に、「あなたはさつきこのお皿に私が置いたサシミを食べましたか？」ほかには誰も該当者がいないようですが、認めますか？」って問うことと同じで、ナンセンスですよ（笑）。

清水 そうなんです。ですから記事にならないんです。

瀬木 でも、少なくとも、欧米のメディアだったら、確実な事実を書き、そこから成り立つ推論をして批判しますよ。保守系のメディアだって、おかしいと考えればやるでしょう。

だったら、ジャーナリズムの役割はどうなるのでしょうか。まさにそこを記事にするのがジャーナリズムなのでは？

清水 そうですね。先ほどから裁判官は神に近い存在と言っていますが、ジャーナリストが神とは全然思いません。ですがやはり自分の判断できちんと頭で考えて、記者の責任において疑問を呈していくべきで、こんなことが起きているけど皆さん御存知ですか、とやるのが記者の本来の仕事です。ところがまるで伝書鳩のように、当局や警察が認めたから、発表したから記事にするという」とばかりです。

足利事件の冤罪だつて最初はどこの報道機関も一切やらなかつたですよ。そもそも、当時はほとんどの社が冤罪報道なんてやらなかつた。ところがDNA型鑑定が不一致になつたとか、菅家さんを釈放したというあたりから大騒ぎになるわけです。

瀬木 いや、それは全くそのとおりで、榎田事件では、再審請求を認めたから、一面で報道する。

ところが、やはり同じように争われている、冤罪の可能性が高い事件でも、却下されると、一つも報道がない。僕からみると、ここに日本の報道の問題があつて、そこを記者に質問すると、「それはこういうことなんですよ」みたいな説明があるけど、よく理解できなかつたんです。不思議な日本的なレトリックというか、センテンスにはなつていてるけど、意味が取れない。でも、今の清水さんの明快な説明を聞いて、要するに「権力が認めただけ報道する」というふうになつてゐるなら、それは、そうなるのが当然ですよね。

清水 この根幹に記者クラブ制度があるんです。そこで仕事をしている人たちは、より強固な権力に聞きに行つて、否定されると終わるんです。だから飯塚事件もまったく同じで、弁護団がいかにおかしかかと記者会見をする。取材する司法記者は、会見後には検察に当てに行くんです。検察は、そんなことあるわけないでしょ、とか、われわれは絶対の自信を持つて起訴したんだ、などと答えるわけです。だから記事にはならない。その圧倒的なバランスの悪さの中に日本の記者はいる。

瀬木 それは、ジャーナリズムの中立性ということに反するのでは……。

清水 元々記者クラブは中立になつていません。飯塚事件が起きました。そして久間さんという人が逮捕される。その前後に犯人視報道を延々とやつたんです。そして有罪判決、死刑確定まで報じた。ところがその後状況が大きく変わつた。DNA型鑑定がおかしいんじゃないか。本人は否

認しているじゃないか。弁護団が動き出して、再審請求が始まつた。大きく状況が変わつたのにそれはまず報じない。実際にDNA型鑑定が証拠から排除されたのは裁判所の見解。するとようやく少しだけ記事にする。ほら、中立じゃない。

瀬木 それじゃあ、日本の行政訴訟でいわれる「中東の笛」（ハンドボールの世界で審判がことさらに中東諸国に有利な判定を行う傾向があるように、行政訴訟も行政が有利であること。『ニッポンの裁判』第5章）をジャーナリズムもやつしていることになりますね。要するに、笛は権力のほうを向いて吹かれる。

清水 そうなんです。死刑執行後の状況は大きく変わつた。それなのに、弁護団が再審請求をしているという事実すらほとんど報じないなら、ジャーナリズムは公平、公正ではないんです。権力の方を向いてしまつてゐる。そこには逮捕前後にやつてしまつた犯人視報道の間違いを認めなければならぬことへの恐れもあるのでしよう。

瀬木 僕も、大学に移つてマスメディアへの幻想もあらかたさめた気がしていただけど、今の話を聞くと、すごくがっかりしますね。裁判所という権力の側でそういうことにすごくがっかりしてきた僕ですが、ジャーナリズムについても……。

裁判官をやめる前はまだかなりの幻想をもつていたんです。ちゃんとやつてくれてゐるのではないかと。やめてから、いろいろ話をしたり、取材を受けたりしてみると、「うーん、どうなの」ということになつて、清水さんなど多数のジャーナリストの本も読み、話して、「ああ、こういうことか」とどんどんわかってきて。でも、今日、ずばりそういうことを正面から言われると、本当にがっかりします。

清水

すみません（笑）。

瀬木 僕の本を読んだ人たちが司法についてがつかりしたのと同じような意味で、僕も、日本のジャーナリズムのあり方について、特にマスメディアですけど、本当にがつかりしてしまったな。相互にがつかりの多い対談ですね（笑）。

清水 私はずっとそういう世界をみてきています。だからこそジャーナリズムはこれではいけないのではないか、ということも含めた報道をやつてきてるんですけども、なかなか変わらないという状況です。

瀬木 権力機構が発表したとおりに報道するんだつたら、何のためにジャーナリズムがあるのか。それは、国家機関がそのまま発表したのと同じですよ。いわゆる「発表報道」ですよね。機能からいえば、一種の「官報」。

清水 そうなんです。「報道」ではなくて「官報」であり、「広報」なんです。発表を情報として取材するのはいいでしょう。でも、そこから先、自力で別の取材をして、自分自身が事実だと確信したもの、事実に近いだろうと判断したものを伝えるのが報道。そういうなかつたら、垂れ流しです。こういうことが結果的に司法当局と一緒にになって、幾多の冤罪を生み出していく。

瀬木 全くそのとおりです。僕が思うのは、冤罪についても、無罪になるか冤罪の疑いが濃い国策捜査についてもそうですが、その報道を行つた記者たちにも、罪はあると思います。

清水 本当です。だから状況が変わつたならばどんどん伝えなければいけないです。足利事件では、日本テレビは冤罪ではないのかという報道を孤立して一年半やつたんです。だから菅家さんが釈放されたり、無罪判決が出た時も、特段の訂正放送や謝罪はしていません。しかし他社、特に新

聞は自社記事の検証やお詫びをせざるをえなくなつた。それはそれまで大きく変わつていた状況を無視して、発表がないからと放置したためです。

瀬木 神の目から見れば、冤罪に加担しているとみざるをえないのではないか。責任ある報道機関が、自主的な検証をしないで発表をそのまま流していれば。

清水 その通りです。ただここで難しいのは、容疑者が逮捕されて連行されたりしますよね。その報道についても、まだ容疑者でしかないのだからやめろ、という意見もあつたりするんです。でも、私はそうは思わない。なぜかといえば、報道しなければ、國家権力が一人を逮捕、拘束するといふことを隠すことにつながるからです。逮捕事実はきちんと伝えないと、権力はそこにつけ込んでいろいろやりだすでしよう。

瀬木 そうですね。それはそうです。

清水 中國などは、まさにそうやつてゐるわけです。ある日突然人が消えたとか。もちろん犯人報道するのは危険なんだけれども、警察が裁判所の令状を取つて逮捕しましたというのはもう事実。これを報じることは意味があると思つています。そして一方で、この人は犯人であると確定されたわけではない、ということをきちんと伝えなければいけないんですよ。

瀬木 でも、日本では、やはり、推定有罪的な警察目線の報道が多いですよ。「それでもボクはやつてない」（周防正行監督、二〇〇七年）という映画を見て、僕が、「ああ、そうだよね」と思ったのは、最初からもう犯人扱いなんです。日本では代用監獄でも最初から犯人扱いで、被疑者といふがら、ほとんど犯人みたいな処遇を受けているということを、あの映画は、きちんと映していますね。

清水 そこがやはり九九・九%有罪という前提のもとに進んでいくことの弊害ですね。

瀬木 かつ、発表報道もそれを助長している。それこそ、国策捜査なんかだと、もう最初から決めてかかっていて、最後にそれが間違っていたということになつても、「いや、それでもやはり問題があつたんじゃないか」と、まだやつたりする。「政治家としては問題だ」とか、論理をすり替えてしまふんですよ。小沢一郎氏が無罪になつた陸山会事件（二〇〇四・七年）でも、もう事件としてはダメだったということがわかつてからも、新聞が、「いやいや、やはりあの人は問題があつた。政治家として問題だ」と。

政治家として問題だということと、その事実について有罪かどうかとは全く違うことでしよう。信じられない報道です。もしもアリスがそういう記事を読んだら、「ここもきっと不思議の国なのね？」って思うんじゃないでしょうか。（笑）。

清水 あと、与野党がねじれ構造になつているのが問題かのように報じたりしてましたね。結果的に与党圧勝になつて何が起きたかといったら、なんだかきな臭くなるばかり。あの頃は本当にねじれが悪いかのようにやつっていましたからね。あのコントロールされたような報道というのはどこから来ているのか。本当に後進国だと思います。

瀬木 それこそ山本七平の書いている「空気の支配」そのもので、あるいは旧日本の帝国陸軍と一緒に、そのときの空気には誰もさからえない。

清水 そうそう。それにさからわないでいると、あつという間です。

瀬木 そして、無責任構造のまま動いていつて、後になつてみると、「いや、みんな空気のせいだつた」、あるいは、「一億総懺悔で忘れましょ」ということになるわけです。

司法ジャーナリズムは機能しているか

清水 今、ジャーナリズムの話が出たので、ここでジャーナリズムと司法の関係についてうかがわせて下さい。まず、裁判官に対してジャーナリストの個別の接觸というのはあるのでしょうか。

瀬木 普通は全くありません。そういう意味では、日本の裁判官は、過度に守られています。たとえば大きな事件の判決をしても、インタビューすら受けないですよね。アメリカだったら当然インタビューを受けなければならないんですけど、日本では、裁判官は隔離され、かつ保護されている。「裁判官は弁明せず」というような言葉もありますが、言い方を変えれば、狭い世界で飼いならされているというのが日本の裁判官のあり方です。

清水 司法記者たちも、裁判官の取材はできないと頭から決め付けている感じがします。しかしその場で人を裁くわけですし、顔も名前も出るのに、コメントは出せないっていうのも変な話ですね。瀬木 アメリカやヨーロッパだったらごく当たり前のことですから、日本の状況は非常に異例です。新聞等の報道でも一応裁判長の名前は出ますが、その後、深く掘り下げて、その裁判長に尋ねたり、裁判の批判・分析を行つたりすることはまずないので、結局、日本では、「裁判官がどんな裁判をしても、世間からどうこういわれることはない」というふうになつてしまつてている。完全に無色の取扱いで、取材は全くないわけですからね。これは一つの大きな問題です。

清水 裁判官が守られているということでしょうね。まあ結局はその先の組織を守っているんでしょうけど。